

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	公衆浴場営業許可
概要	公衆浴場法では、公衆衛生上必要な基準を確保するため、一般には業としての公衆浴場の経営を禁止し、許可を受けた者に対してのみその禁止を解除しています。したがって、業として公衆浴場を経営しようとする者は、その施設ごとに大阪市長から許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	公衆浴場法（昭和23年7月12日法律 第139号） 第2条
審査基準	<p>1 許可申請書 新築又は改築による許可申請については、申請施設建築の着工以前の提出であること。</p> <p>2 添付書類 許可申請書には、次の書類が添付されていること。 (1) 構造設備の概要（規定の様式） (2) 営業方法書（その他浴場のみ：規定の様式） (3) 申請者が法人である場合は法人登記事項証明書 (4) 使用水が水道により供給される水以外のときは水道法第4条第1項に規定する水質検査成績書 (5) 申請地を中心とする半径 300メートル以内の見取図（縮尺おおむね3,000分の1とし、既設浴場との距離関係を明示したもの） (6) 建物配置図（縮尺おおむね 200分の1とし、方位、敷地の境界線、敷地内における建物の位置等を明示したもの） (7) 各階平面図（縮尺おおむね 100分の1とし、付帯設備を詳細に明示したもの） (8) 縦横断面図 (9) 給水給湯系統図 (10) 電気浴器を使用する場合は、登録検査機関による適合性証明書（写し） (11) サウナ室を設置する場合は、サウナ室の展開図 (12) 浴室展開図（その他浴場の場合） (13) その他市長が必要と認める書類</p> <p>ただし、承継申請の場合で前許可の浴場をそのまま引き継ぐ時は、上記添付書類のうち(8)(9)(10)(11)(12)を省略することができる。</p> <p>3 許可申請の内容が、公衆浴場法、大阪市の公衆浴場法施行条例、大阪市公衆浴場法施行細則及び大阪市公衆浴場指導要綱の規定を満たしていること。 その他、「環境衛生関係事務提要」（株）ぎょうせい発行）掲載の運用通知（厚生労働省通知）によること。 なお、一般浴場（温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用されるものをいう。）については、大阪市の公衆浴場法施行条例第4条の配置基準を満たすこと。</p> <p>4 公衆浴場設置認定書について（新設及び改築の場合） 上記の審査の結果、公衆浴場の設置について支障のない場合は公衆浴場設置認定書を交付するので、この認定書の交付を受けたのち、施設建築に着手すること。 なお、引継ぎによる許可申請の場合は、上記の審査の結果、要件を満たしていること。</p> <p>5 建物しゅん工届の提出について新設及び改築により設置認定書を受けた施設がしゅん工した場合、次の書類を添付した「建物しゅん工届」を提出すること。 (1) 建築確認通知書（写しを添付のこと） (2) 建築検査済証（写しを添付のこと） (3) 消防法令適合通知書（正には原本、副には写しを添付のこと。） 建物しゅん工後の実地調査の結果、営業許可申請書どおりに完成していること。</p>
標準処理期間	・新規及び改築による許可申請の場合は、建物建築期間プラス50日間（ただし、閉庁日は除く。） ・既存施設の承継等による許可申請の場合は、14日間（ただし、閉庁日は除く。）
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	申請書、添付書類及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	22,000円
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000006197.html
備考	